

協議第17号

児童福祉事業の取扱いについて

次のとおり調整方針を定める。

協議項目	22-10 児童福祉事業の取扱い
<p>1 次世代育成支援行動計画については、新町において策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。</p> <p>2 出産祝金については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、平成18年3月31日をもって廃止する。</p> <p>3 特別保育事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、事業内容については、合併時まで調整する。</p> <p>4 放課後児童対策事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、事業内容については、<u>幕別町の例により、合併時に統合する。</u></p> <p>5 ことばの教室等児童通園施設については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、大樹町母子通園センターについては、関係機関と協議し、新町において調整する。</p> <p>肢体不自由児通園施設については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>6 認可保育所については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、保育料及び減免基準については、<u>幕別町の例により、合併時に統合する。</u></p> <p>7 認可外保育所(へき地保育所)については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p>	

「協議第17号 児童福祉事業の取扱いについて」資料

幕別町・忠類村合併協議会の調整内容

44

協議項目	22-10 児童福祉事業の取扱い	
調整の内容	決定済	再提案
	<p>1及び2 略</p> <p>3 <u>子育て支援用具貸付事業については、合併時に再編する。</u></p> <p>4 特別保育事業については、<u>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、事業内容については、合併時まで調整する。</u></p> <p>5 放課後児童対策事業については、<u>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、事業内容については、合併時まで調整する。</u></p> <p>6 <u>ことばの教室等児童通園施設については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、大樹町母子通園センターについては、関係機関と協議し、新町において調整する。</u> 肢体不自由児通園施設については、<u>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</u></p> <p>7 <u>認可保育所については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、保育料及び減免基準については、合併時まで調整する。</u></p> <p>8 <u>認可外保育所（へき地保育所）については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、事業内容については、新町において調整する。</u></p>	<p>1及び2 略</p> <p>3 特別保育事業については、<u>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、事業内容については、合併時まで調整する。</u></p> <p>4 放課後児童対策事業については、<u>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、事業内容については、幕別町の例により、合併時に統合する。</u></p> <p>5 <u>ことばの教室等児童通園施設については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、大樹町母子通園センターについては、関係機関と協議し、新町において調整する。</u> 肢体不自由児通園施設については、<u>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</u></p> <p>6 <u>認可保育所については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、保育料及び減免基準については、幕別町の例により、合併時に統合する。</u></p> <p>7 <u>認可外保育所（へき地保育所）については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</u></p>

区分	現況		調整の具体的内容	
	幕別町	忠類村	決定済	再提案
子育て支援用具貸付事業	該当なし	該当なし	<u>新町の事業として、合併時に再編する。</u>	(削除)

区 分	現 況			現 況			調整の具体的内容	
	幕別町			忠類村			決定済	再提案
放課後児童対策事業	・ 現況			・ 現況			現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、事業内容については、 <u>合併時まで調整する。</u>	現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、事業内容については、 <u>幕別町の例により、合併時に統合する。</u>
	名称（開設場所）	定員	現員	名称（開設場所）	定員	現員		
	はぐるま学童保育所（幕別南コミセン内）	50名	31名	学童保育所（ふれあいセンター福寿内）	規定なし	24名		
	あすなる学童保育所（ひまわりの家併設）	40名	52名					
	つくし学童保育所（札内南コミセン内）	40名	56名					
	やまびこ学童保育所（札内北コミセン内）	40名	33名					
	・ 休所日 日曜日 国民の祝日に関する法律に規定する休日 12月30日～1月5日			・ 休所日 土曜日及び日曜日 国民の祝日に関する法律に規定する休日 12月30日～1月5日				
	・ 開所時間 平日 下校時～17:00 土曜日 8:30～17:00 学校休業日 8:30～17:00 <u>（*平成16年度から終了時刻18時に変更）</u>			・ 開所時間 平日 下校時～17:30 学校休業日 9:00～17:30				
	・ 対象者 小学1～3年生			・ 対象者 小学1～4年生				
	・ 保育料（おやつ代を含む） 4,500円/月			・ 保育料 3,000円/月				
	・ その他保護者負担 傷害保険料 724円/年			・ その他保護者負担 傷害保険料 500円/年 おやつ代（教材費含む） 2,500円程度/月				

区 分	現 況			調整の具体的内容																			
	幕別町			忠類村																			
認可保育所	<ul style="list-style-type: none"> ・現況 公設公営 5カ所 			<ul style="list-style-type: none"> ・現況 施設については、該当なし 																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>定員</th> <th>現員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>幕別中央保育所</td> <td>90名</td> <td>81名</td> </tr> <tr> <td>札内南保育所</td> <td>120名</td> <td>109名</td> </tr> <tr> <td>札内青葉保育所</td> <td>90名</td> <td>112名</td> </tr> <tr> <td>札内北保育所</td> <td>90名</td> <td>103名</td> </tr> <tr> <td>札内さかえ保育所</td> <td>60名</td> <td>57名</td> </tr> </tbody> </table>			名称	定員	現員	幕別中央保育所	90名	81名	札内南保育所	120名	109名	札内青葉保育所	90名	112名	札内北保育所	90名	103名	札内さかえ保育所	60名	57名		
	名称	定員	現員																				
	幕別中央保育所	90名	81名																				
	札内南保育所	120名	109名																				
	札内青葉保育所	90名	112名																				
	札内北保育所	90名	103名																				
札内さかえ保育所	60名	57名																					
<ul style="list-style-type: none"> ・休所日 日曜日 国民の祝日に関する法律に規定する休日 12月30日～1月5日 4月1日 																							
<ul style="list-style-type: none"> ・保育時間 平日 8:30～16:00 時間外保育 7:30～8:30及び16:00～18:15 土曜 8:30～12:00 時間外保育 7:30～8:30及び12:00～18:15 																							
<ul style="list-style-type: none"> ・保育料（広域入所含む） 別紙1のとおり 			<ul style="list-style-type: none"> ・広域入所保育料 別紙1のとおり 																				
<ul style="list-style-type: none"> ・保育料の減免基準 別紙2のとおり 			<ul style="list-style-type: none"> ・広域入所保育料の減免基準 別紙2のとおり 																				
			決定済	再提案																			
			<p>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、保育料及び減免基準については、<u>合併時まで調整する。</u></p>	<p>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、保育料及び減免基準については、<u>幕別町の例により、合併時に統合する。</u></p>																			

区分	現況			現況			調整の具体的内容																												
	幕別町			忠類村			決定済	再提案																											
認可外保育所（へき地保育所）	<ul style="list-style-type: none"> 現況 公設公営 6カ所 			<ul style="list-style-type: none"> 現況 公設民営 1カ所 			現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、事業内容については、新町において調整する。	現行のとおり新町に引き継ぐものとする。																											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>定員</th> <th>現員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>駒畠へき地保育所</td> <td>30名</td> <td>4名</td> </tr> <tr> <td>糠内へき地保育所</td> <td>30名</td> <td>10名</td> </tr> <tr> <td>明倫へき地保育所</td> <td>30名</td> <td>7名</td> </tr> <tr> <td>新和へき地保育所</td> <td>30名</td> <td>8名</td> </tr> <tr> <td>途別へき地保育所</td> <td>30名</td> <td>16名</td> </tr> <tr> <td>古舞へき地保育所</td> <td>30名</td> <td>9名</td> </tr> </tbody> </table>			名称	定員	現員			駒畠へき地保育所	30名	4名	糠内へき地保育所	30名	10名	明倫へき地保育所	30名	7名	新和へき地保育所	30名	8名	途別へき地保育所	30名	16名	古舞へき地保育所	30名	9名	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>定員</th> <th>現員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>忠類保育所</td> <td>70名</td> <td>47名</td> </tr> </tbody> </table>			名称	定員	現員	忠類保育所	70名	47名
	名称	定員	現員																																
	駒畠へき地保育所	30名	4名																																
	糠内へき地保育所	30名	10名																																
	明倫へき地保育所	30名	7名																																
	新和へき地保育所	30名	8名																																
	途別へき地保育所	30名	16名																																
	古舞へき地保育所	30名	9名																																
	名称	定員	現員																																
忠類保育所	70名	47名																																	
<ul style="list-style-type: none"> 開設期間等 4月から12月及び3月（1～2月は閉所）ただし、時間外保育は4～11月下旬まで 平日 8:00～16:00 時間外保育16:00～17:00 土曜 8:00～12:00 時間外保育12:00～17:00 			<ul style="list-style-type: none"> 運営主体 忠類保育所運営委員会 																																
<ul style="list-style-type: none"> 開設期間における休所日 日曜日 国民の祝日に関する法律に規定する休日 			<ul style="list-style-type: none"> 開設期間における休所日 土曜及び日曜日 国民の祝日に関する法律に規定する休日 8月13～15日 12月31日～1月5日 卒園式から4月5日の入所式までの間の1週間程度 																																
<ul style="list-style-type: none"> 保育料 別紙3のとおり 保育料の減免基準 特別な理由があると認められる場合 			<ul style="list-style-type: none"> 開設期間等 通年 平日 8:00～16:00 時間外保育 7:45～8:00 16:00～17:30 																																
<ul style="list-style-type: none"> 保育料 別紙3のとおり 保育料の減免基準 特別な理由があると認められる場合 			<ul style="list-style-type: none"> 開設期間における休所日 土曜及び日曜日 国民の祝日に関する法律に規定する休日 8月13～15日 12月31日～1月5日 卒園式から4月5日の入所式までの間の1週間程度 																																
<ul style="list-style-type: none"> 保育料 別紙3のとおり 保育料の減免基準 特別な理由があると認められる場合 			<ul style="list-style-type: none"> 保育料 別紙3のとおり 保育料の減免基準 特別な理由があると認められる場合 																																
<ul style="list-style-type: none"> 保育料 別紙3のとおり 保育料の減免基準 特別な理由があると認められる場合 			<ul style="list-style-type: none"> 保育料 別紙3のとおり 保育料の減免基準 特別な理由があると認められる場合 																																
<ul style="list-style-type: none"> 保育料 別紙3のとおり 保育料の減免基準 特別な理由があると認められる場合 			<ul style="list-style-type: none"> 保育料 別紙3のとおり 保育料の減免基準 特別な理由があると認められる場合 																																
<ul style="list-style-type: none"> 保育料 別紙3のとおり 保育料の減免基準 特別な理由があると認められる場合 			<ul style="list-style-type: none"> 保育料 別紙3のとおり 保育料の減免基準 特別な理由があると認められる場合 																																